

岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託（以下「本業務」という。）は、本市が令和7年度実施予定の設計施工一括方式（以下「DB（デザインビルド）方式」という。）による設計施工事業者（以下「DB事業者」という。）の選定及び契約に向けた一連の業務に関し、現在実施している基本設計の内容を確実に実施設計において反映し、適正な建設コストで新キャンパスの整備を進めるため、直接的又は間接的支援を行うものである。

本実施要領は、本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本市の業務目的を十分に理解した上で、高い技術力と豊富な経験を有する優れた事業者を特定するため、その手続について、必要な事項を定めるものである。

第2 業務概要

（1）本業務の概要

① 業務名

岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託

② 業務目的

昨今の原材料不足などの影響により、建設資材が高騰しており、労務単価の上昇に合わせて、建設コストの積算が困難な状況となっている。

こうした中、本市が実施するDB方式によるキャンパス整備は、工期短縮や施工者のノウハウを反映した合理的な設計が期待できる一方で、設計者や発注者のチェック機能が働きにくく施工者側に偏った設計となる懸念があり、品質低下を招く恐れがある。

このため、本業務はコスト管理体制を強化し建設コストの最適化を図りつつ、基本設計の具現化に向けた的確な要求水準書の作成と、優れたノウハウを持つ事業者を選定することで、DB方式による利点の最大化を目的に実施するものである。

③ 業務内容

ア 要求水準書作成及び発注準備支援業務

イ 事業者選定・契約支援業務

ウ コスト管理支援業務

※詳細は、岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照のこと。

④ 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

⑤ 予定価格

43,989,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

⑥ 事業概要は、「別添資料1」及び「別添資料2」のとおり

なお、令和6年3月末時点の基本設計案は「別添資料3」のとおり

第3 選考要領

(1) 審査の方法

① 審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則第18号）に基づき、「岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

② 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に基づき、事務局が算定する客観的評価及び価格評価による評価点と、審査委員会による業務提案書及びプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も優れた提案者を最優秀提案者1者、次に優れた提案者を次点提案者1者に特定する。

ただし、最高得点が同点の場合は、審査委員会において審議のうえ、各々特定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 選定スケジュール

内容	日時	備考
公告期間	令和6年6月4日(火)から 6月24日(月)17時まで	HP公開
質問受付期限	6月10日(月)17時まで	
質問回答期限	6月14日(金)	HP公開
参加表明書及び 業務提案書等の受付期間	6月17日(月)9時から 6月24日(月)17時まで	
プレゼンテーション参加要請書の送付期限	6月28日(金)	
審査委員会 (提案者プレゼンテーション)	7月5日(金)	
審査結果の通知及び公表	7月中旬(予定)	HP公表

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

(3) 審査委員会等の構成

① 委員 4名

② 事務局 岐阜薬科大学事務局キャンパス整備推進課

〒501-1196 岐阜市大学西1-25-4

TEL : 058-230-8100 (内線 7645)

E-mail : campus-seibi@city.gifu.gifu.jp

(4) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす単体企業とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 本プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑧ CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー（以下「CMr」という。））が1名以上所属していること。
- ⑨ 「平成21年国土交通省告示第15号別添2」による建築物の類型4から12に該当し、延床面積5,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築に伴って行われた発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジメント（以下「CM」という。）業務のうち、次に掲げる同種業務又は類似業務を平成26年4月1日以降に受託し、本プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までの間に当該業務が完了している実績があること。

ただし、増築の場合、増築部分のうち当該用途部分の延床面積が5,000㎡以上の場合に限る。

ア 同種業務

国又は地方公共団体等が発注する工事（※）で、DB方式による設計施工事業者の選定に係る発注者支援業務を対象とする。なお、DB方式は、基本設計から実施したものを含むものとする。

イ 類似業務

国又は地方公共団体等が発注する工事（※）で、設計施工分離発注方式による工事施工業者の選定に係る発注者支援業務を対象とする。

（※）国又は地方公共団体等が発注する工事

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- 「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

(5) 参加等に対する制限

岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託の受託者である久米・ほとり設計共同企業体の構成員及びこれらの関連企業（※会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、本プロポーザルに参加をすることができない。

また、本業務の受託者及びその関連企業（※会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、（仮称）岐阜薬科大学新キャンパス整備事業におけるDB事業者の選定において、応募企業又は共同で応募する企業体の構成員（いずれも協力企業を含む）として参加することはできない。

(6) 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

① 業務の再委託

契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、予め書面により発注者の承諾を得るものとする。

② 配置技術者の資格及び実績

管理技術者及び各分野の主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、建設コスト管理及び工事施工計画）をそれぞれ1名配置するものとし、次に掲げる資格及び実績要件を満たすものとする。ただし、3か月以上継続した直接雇用関係があること。

ア 管理技術者（※1）

CCMJ及び一級建築士の資格を有し、建物の建設工事において発注者の業務支援を行うCMrとして、第3選考要領（4）⑨の同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

イ 建築（総合）（※1）

CMrの資格、又は一級建築士の資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

ウ 建築（構造）

CMrの資格、構造設計一級建築士、又は一級建築士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

エ 電気設備

CMrの資格、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

オ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

CMrの資格、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

カ 建設コスト管理（※2）

CMrの資格、建築コスト管理士、又は建築積算士のいずれかの資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

キ 工事施工計画（※2）

CMrの資格、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、同種業務又は類似業務のCM業務に携わった実績があること。

（※1）管理技術者は建築（総合）主任担当者との兼務を認める。

（※2）建設コスト管理主任担当者及び工事施工計画主任担当者については、業務に支障をきたさない範囲において、他の主任担当者との兼務を認める。

③ 本市が別途契約している「岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託」の受託者と密に連携を取り協力し、業務を遂行すること。

（7）実施要領等の配布

① 配布期間

令和6年6月4日（火）から

② 配布方法

実施要領、仕様書及び各様式は、岐阜市ホームページから入手すること。

第4 応募手続

（1）本実施要領に関する質問の受付及び回答

① 受付期間

令和6年6月4日（火）から令和6年6月10日（月）17時まで

② 提出方法

質問書（様式2）に記入し、E-mailにて提出すること。

また、送信後に電話にて、事務局へ受信の確認を行うこと。

③ 提出先

本実施要領 第3 選考要領（3）②事務局に同じ

④ 質問回答

質問に対する回答は、質問者を非公開の上、全ての質問を一括して令和6年6月14日（金）までに岐阜市ホームページに掲載する。

なお、質問の内容によって事業者選定の公平性が保てないと認められる場合には、回答しないことがある。

また、回答の内容は、本実施要領及び仕様書等の追加、修正として取り扱う。

（2）参加表明書及び業務提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書及び業務提案書等を提出すること。

① 提出期間

令和6年6月17日（月）から令和6年6月24日（月）17時まで（必着）。

ただし、持参する場合は、平日9時から17時までの間とする。

② 提出方法

提出書類は、「③提出場所」まで持参又は郵送すること。

郵送する場合は、書留郵便を用いて、提出期間内に必着すること。

③ 提出場所

本実施要領 第3 選考要領 (3) ②事務局に同じ

④ 提出書類

以下の様式及び添付資料を提出すること。

- ・様式1 参加表明書
- ・参加表明書添付書類 (別添) 参加表明書添付書類一覧に記載している各書類
- ・様式3 参加者に所属する技術者数及び有資格者数
- ・様式4 参加者の同種・類似業務実績
- ・様式5-1～7 配置技術者の経歴等
- ・参考資料 様式3～様式5-7が確認できる資料

※参加資格を確認できるものの他、参加者や配置技術者の資格や実績が確認できる資料

- ・様式6-1 業務提案書
- ・様式6-2 業務実施方針
- ・様式6-3～4 テーマ別業務提案
- ・見積書及びその内訳 (自由様式)

⑤ 提出部数

社名入り 2部、社名無記名 6部

ただし、「参加表明書添付書類」「参考資料」「見積書及びその内訳」の提出部数は、社名入り2部とする。

⑥ 作成要領

提出する様式の規格はA4版(様式1～様式6-1)とA3版(様式6-2～様式6-4)とする。ただし、「参考資料」については、A4版又はA3版とする。

なお、参加表明書及び業務提案書の提出については、1法人につき複数の提案は認めない。

(3) 参加資格及び提出書類の審査

提出された参加表明書等の提出書類を基に、事務局で参加資格を審査し、資格適合者にはプレゼンテーション参加要請書を発送する。ただし、資格適合者が5者を超えた場合は、客観的評価の合計得点が上位5位までの者を選定し、プレゼンテーション参加要請書を送付するものとする。

なお、参加者が5者以下の場合でも、提出書類に不備があった場合には、失格とすることがある。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書 (様式1)

代表者印を押印の上、提出すること。添付書類は、別添「参加表明書添付書類 一覧」を確認し、必要な書類を添付すること。

② 参加者に所属する技術者数及び有資格者数 (様式3)

参加者の各分野におけるそれぞれの技術職員数・資格について記入すること。対象とする資格はCCMJ他、様式3による。

③ 参加者の同種・類似業務実績（様式4）

本実施要領 第3 選考要領（4）参加資格 ⑨ の同種業務又は類似業務に該当するCM業務の実績を5件以内で記入すること。

なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

④ 配置技術者の経歴等（様式5-1～様式5-7）

本業務を担当する管理技術者及び各分野の主任担当者について、次に従い記入すること。

ア 資格

資格の種類は、様式に記載された資格について記入すること。

イ 同種・類似業務実績

同種及び類似業務の対象は、前記「③参加者の同種・類似業務実績」による。様式5-6及び様式5-7の担当区分においては、他の分野の主任担当者と兼務する場合は、兼務する分野を入力すること。

⑤ 業務提案書（様式6-1～様式6-4）

ア 業務提案書（様式6-1）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務実施方針（様式6-2）

業務実施方針は以下の内容を記載し、発注者を支援する姿勢や取り組み意欲、担当者の技術力の高さ、業務内容の理解度等を評価する。（ウのテーマ別業務提案を除く。）

- 1) 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制
- 2) 各業務担当チームの特徴（他業務との兼務状況など、業務遂行能力を示すこと）
- 3) 業務上、特に配慮する事項

ウ テーマ別業務提案（様式6-3、様式6-4）

業務提案のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。

なお、テーマ別業務提案等の作成にあたっては、新キャンパスの特性を十分に理解した上で行うこと。

【テーマ1】建設資材の高騰や労務単価の上昇により、建設工事費の増加が想定される中で、DB方式による工事発注を踏まえた「発注者体制の強化」、「コストの適正化」、「品質管理の徹底」などの対策及び基本設計内容の具現化方法について

【テーマ2】建設資材の高騰や労務単価の上昇により、建設コストの積算が困難な情勢を踏まえつつ、地元建設市場の状況を勘案したDB応札者を確保できる方法の提案について
上記評価テーマに関する業務提案について、様式6-3、様式6-4に記載すること。記載する際には、設定された記載欄に提案内容を記載すること。他の欄に記載しても、評価の対象としない。また、超過したページに記載された内容は評価対象外となる。

エ 作成上の注意事項

- 1) 様式6-2～様式6-4は各A3版ヨコ片面1枚で簡潔にまとめること。
- 2) 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中

を除く) とすること。文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。

3) 業務実施方針及びテーマ別業務提案には、提案者を特定することができる内容の記述(社名や実績の名称など)は用いないこと。

4) 業務提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

⑥ 見積書の注意事項

ア 見積書は、令和6年度から令和7年度までの合計金額(消費税等込み)を記載すること。併せて各年度の金額についても明示し、各年度の積算根拠となる内訳を記載すること。

なお、各年度における支払限度額は、次のとおりとするため留意すること。

令和6年度 30,998,000円以内、 令和7年度 12,991,000円以内

イ 本業務の見積書について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

⑦ 提出書類作成上の注意事項(共通)

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

(5) 評価基準

別に定める「岐阜薬科大学新キャンパス整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託プロポーザル評価要領」による。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング、審査

① プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された業務提案書の内容と、業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼンテーション等の出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築(総合)を必須として、計4名以内とする。

イ プレゼンテーション等の日程(時刻)や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

ウ プレゼンテーション等は、参加者が提出した業務提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に審査委員からのヒアリングを10分程度予定しているが、詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

オ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

カ 見積書において、本実施要領 第2 業務概要(1) ⑤ 予定価格を超えている場合は、審査の対象としない。

② 審査結果の通知

審査の結果は、プレゼンテーションの参加者に対し速やかに書面により通知する。

なお、最優秀提案者については、応募者名と最終得点、次点提案者及び3位以下の提案

者については、最終得点のみを岐阜市ホームページに公表する。

③ 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

ア 提出資料等が本実施要領の提出方法や条件に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

ウ その他、本実施要領に違反すると認められた場合

エ 審査委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

カ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

第5 契約・その他

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

本業務を委託する相手方については、最優秀提案者に特定された者と契約の協議を行ったうえで、市の内部手続を経て決定するため、最優秀提案者の特定をもって契約の相手方を決定するものではない。

また、この者が、契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合、又は、書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、若しくは何らかの事故等により、契約の協議が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点提案者を契約の協議の相手方とする。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず業務内容に反映されるものではない。

③ 契約上限金額

本実施要領 第2 業務概要 (1) ⑤ 予定価格以内とする。

(2) その他

提出書類の取り扱いについて

提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、参加表明書及び業務提案書等を公開することがある。